鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、家庭から排出される生ごみ（事業活動に伴い排出される生ごみを除く。以下「生ごみ」という。）を処理するための家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に要する経費に対し補助することにより、生ごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図り、もって生活環境の保全を図ることを目的として交付する。

（定義）

第３条　この要綱において「家庭用生ごみ堆肥化容器等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　生ごみ堆肥化容器　土中の微生物、生ごみ堆肥化促進剤等を利用し、または使用して生ごみを発酵させ、分解すること等により堆肥化し、若しくは消滅させることができる容器その他市長が認めるもの

(2)　段ボール箱堆肥化セット（以下「段ボールコンポスト」という。）　段ボール箱を利用して生ごみを堆肥化するために専用に作られた製品（付属品一式を含む。）又は段ボール箱を利用した生ごみの堆肥化を目的に使用するピートモス及びもみ殻くん炭

（交付対象者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当するときにおける当該世帯主とする。

(1)　本市の区域内に居住していること。

(2)　当該年度に家庭用生ごみ堆肥化容器等を購入し、購入後使用していること。

（補助金の対象経費等）

第５条　本補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる家庭用生ごみ堆肥化容器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（これらの額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(1)　生ごみ堆肥化容器　１世帯につき５年間に２件を限度とし、１件につき、その購入に要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の３分の２に相当する額（上限額４，０００円とする）

(2)　段ボールコンポスト　１世帯につき１年間に４件を限度とし、１件につき、その購入に要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。ただし、ピートモス及びもみ殻くん炭の購入の場合においては、段ボール箱１箱に見合った量（別表参照）のピートモス及びもみ殻くん炭の購入を１件とし、それに要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。）の３分の２に相当する額（上限額１，０００円）

２　本補助金は、前項各号の規定により算定した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第６条　本補助金の交付を受けようとする者は、規則第４条の規定による申請を購入の日から６月以内に行わなければならない。

２　規則第４条の申請書に添付すべき同条第４号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　生ごみ堆肥化容器に係る申請にあっては、購入に係る領収書の原本及び製品がわかるもの

(2)　段ボールコンポストに係る申請にあっては、購入に係る領収書の原本

(3)　その他市長が必要と認めるもの

（実績報告）

第７条　本補助金の交付に係る事業は、規則第１２条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

（交付条件）

第８条　市長は、本補助金の交付決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　当補助事業に関するアンケート等について協力すること

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、環境局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年５月１０日から施行し、対象は平成２４年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表

	ピートモス	もみ殻くん炭
１件分	１５リットル以内	１０リットル以内
２件分	３０リットル以内	２０リットル以内
３件分	４５リットル以内	３０リットル以内
４件分	６０リットル以内	４０リットル以内